

平成29年一級建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

問題集

学科Ⅲ（法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

1. この問題集は、表紙を含めて**10枚**になっています。
2. この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
3. 問題は、全て**四枝択一式**です。
4. **解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。**
5. **解答に当たり、適用すべき法令については、平成29年1月1日現在において施行されているもの**とします。
6. 解答に当たり、地方公共団体の条例については、**考慮しないこと**にします。
7. この問題集については、**試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます**（中途退出者については、持ち帰りを禁止します）。

学科Ⅲ（法規）

〔No. 1〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2の規定」並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」である。
2. 防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものは、「特定防火設備」である。
3. 同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400m²及び200m²とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を5mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。
4. スポーツの練習場の用途に供する建築物は、非常用の照明装置の設置に関する規定における「学校等」に含まれる。

〔No. 2〕 面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 容積率の算定に当たって、建築物の敷地内に都市計画において定められた計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入する。
2. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定において、建築物の屋上部分である昇降機塔で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合であっても、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入する。
3. 日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和の規定において、建築物の敷地が幅12mの道路に接する場合、当該道路に接する敷地境界線については、原則として、当該道路の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離5mの線を敷地境界線とみなす。
4. 建築物の地階(倉庫及び機械室の用途に供する。)で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下であるものは、当該建築物の階数に算入しない。

〔No. 3〕 防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積 100 m²、地上 2 階建ての一戸建ての住宅における、床面積 10 m²の増築
2. 鉄骨造、延べ面積 300 m²、平家建ての、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した仮設興行場の新築
3. 鉄骨造、延べ面積 400 m²、平家建ての、鉄道のプラットホームの上家の新築
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 500 m²、地上 2 階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない公会堂への用途の変更

〔No. 4〕 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築主は、高さが 60 m を超える建築物を建築しようとする場合において、申請書を提出して都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定を受ける必要はない。
2. 鉄筋コンクリート造、地上 3 階建ての共同住宅の用途に供する建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が一級建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、中間検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなされる。
3. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下しない材料の変更及び能力が減少しない変更とする。)をして、当該建築物を建築しようとする場合においては、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであっても、あらためて、確認済証の交付を受けなければならない。
4. 確認済証の交付を受けた建築物の新築の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る建築主事又は指定確認検査機関の確認があった旨の表示をしなければならない。

〔No. 5〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、原則として、当該材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に所定の数値を乗じて得た面積については、当該居室の床面積を超えないようにしなければならない。
2. 住宅の居室で地階に設けるものは、所定の基準によりからぼりに面する一定の開口部を設けた場合、壁及び床の防湿の措置等衛生のための換気設備は設けなくてもよい。
3. 中学校における床面積 70 m²の教室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、原則として、14 m²以上としなければならない。
4. 集会場における客用の階段に代わる高さ 1.5 m、勾配 $\frac{1}{8}$ の傾斜路で、その幅が 3 m の場合においては、中間に手すりを設けなければならない。

〔No. 6〕 防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 階避難安全検証法は、火災時において、建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法であり、当該階の各居室ごとに、在室者が、火災が発生してから避難を開始するまでに要する時間、当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間、当該居室の出口を通過するために要する時間等を計算することとされている。
2. 全館避難安全検証法は、火災時において、建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法であり、各階における各火災室ごとに、火災が発生してから、在館者の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間、火災により生じた煙又はガスが階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間等を計算することとされている。
3. 耐火性能検証法は、屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること等を確かめる方法である。
4. 防火区画検証法は、開口部に設けられる防火設備について、屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、火災の継続時間以上、加熱面以外の面に火炎を出すことなく耐えることができることを確かめる方法である。

[No. 7] 「特殊建築物等の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、主要構造部を耐火構造とした耐火建築物であり、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 延べ面積 3,000 m²、地上 3 階建ての物品販売業を営む店舗(当該用途に供する 3 階の床面積が 1,000 m²)において、当該用途に供する居室の壁の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
2. 延べ面積 300 m²、平家建ての自動車修理工場において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
3. 延べ面積 1,200 m²、高さ 12 m、地上 3 階建ての有料老人ホーム(当該用途に供する 3 階の床面積が 400 m²)において、100 m²ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の防火設備で区画された 3 階の居室の天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。
4. 延べ面積 1,800 m²、地上 3 階建ての事務所(当該用途に供する 3 階の床面積が 600 m²)において、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。

[No. 8] 次の建築物のうち、建築基準法上、**2 以上の直通階段を設けなければならない**ものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は 1 階とする。

1. 主要構造部を耐火構造とした地上 3 階建ての旅館で、各階に宿泊室(床面積 30 m²)が 6 室あるもの(2 階以上の階には宿泊室以外の居室はないものとする)
2. 主要構造部が不燃材料で造られた地上 2 階建ての寄宿舍で、2 階における寝室の床面積の合計が 150 m²、2 階における寝室以外の居室の床面積の合計が 150 m²のもの
3. 主要構造部を準耐火構造とした、延べ面積 1,000 m²、地上 2 階建ての物品販売業を営む店舗で、2 階における売場の床面積の合計が 500 m²のもの
4. 主要構造部を耐火構造とした地上 5 階建てのナイトクラブの用途に供する建築物で、各階に客席があり、各階の居室の床面積の合計が 200 m²で、かつ、各階に避難上有効なバルコニーを設け、各階から地上に通ずる屋外の直通階段を、屋外に設ける避難階段の構造の規定に適合するものとしたもの

[No. 9] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、準耐火建築物に該当する。
2. 建築物の高さ 31 m 以下の部分にある 3 階以上の各階において、道に面する外壁面に、直径 1 m の円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ 10 m ごとに設けている場合には、非常用の進入口を設けなくてもよい。
3. 主要構造部を耐火構造とした地上 15 階建ての共同住宅において、15 階の居室及びこれから地上に通ずる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合には、15 階の居室の各部分から地上に通ずる直通階段のその一に至る歩行距離を 60 m とすることができる。
4. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積が 1,000 m²、地上 3 階建ての病院の病室には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。

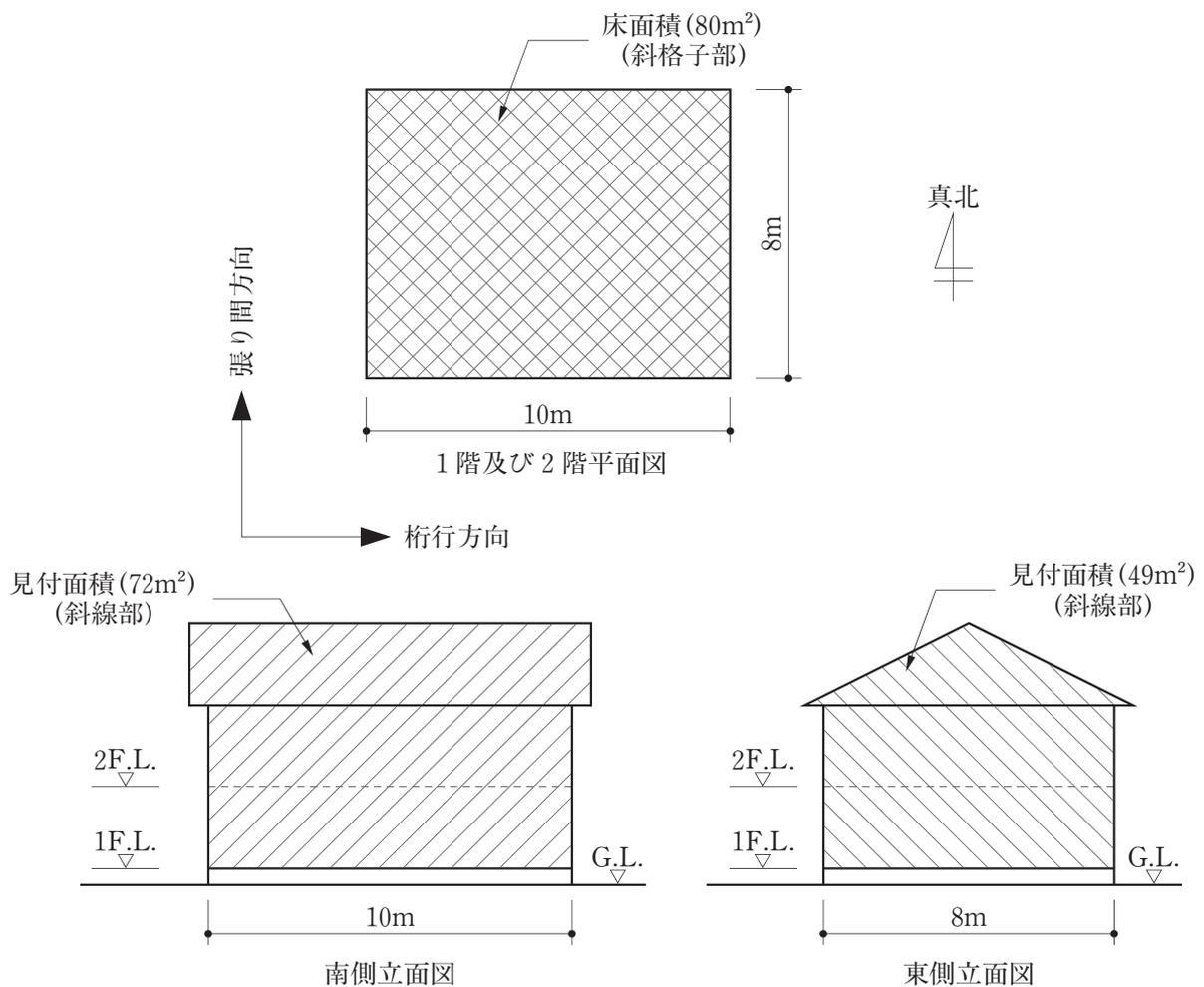
〔No. 10〕 建築設備等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 床面積の合計が 80 m²の住戸において、発熱量の合計(密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。)が 9 kWの火を使用する器具を設けた床面積 12 m²の調理室には、1.2 m²の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気上有効に設けた場合であっても、所定の技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。
2. 高さが 31 mを超える建築物で、非常用エレベーターを設けていないことにより、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものに増築する場合においては、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超える場合には、非常用エレベーターを設けなければならない。
3. 延べ面積 500 m²の事務所において、開放できる部分の面積の合計が 2 m²の窓(天井から下方 80 cm以内の距離にあるもの)のある床面積 120 m²の事務室には、原則として、排煙設備を設けなければならない。
4. エレベーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)の昇降路の出入口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合において、昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして、所定の基準に適合する施錠装置を設けなければならない。

〔No. 11〕 建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 許容応力度等計算においては、建築物の地上部分について各階の剛性率を確かめる場合、当該剛性率は、「各階の層間変形角の逆数」を「当該建築物についての各階の層間変形角の逆数の相加平均」で除して計算し、その値がそれぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であることを確かめる。
2. 保有水平耐力計算においては、高さ 25 mの鉄筋コンクリート造の建築物の地上部分について、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることを確かめた場合には、層間変形角が所定の数値以内であることを確かめなくてもよい。
3. 限界耐力計算を行う場合、地震時については、建築物の地下部分を除き、地震力により構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が、短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを計算により確かめなくてもよい。
4. 建築物の基礎は、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめた場合には、異なる構造方法による基礎を併用してもよい。

[No. 12] 図のような木造、地上2階建ての住宅(屋根を金属板で葺いたもの)の1階部分について、桁行方向と張り間方向に設けなければならない構造耐力上必要な軸組の最小限の長さの組合せとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、小屋裏等に物置等は設けず、区域の地盤及び地方の風の状況に応じた「地震力」及び「風圧力」に対する軸組の割増はないものとし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。なお、1階部分の軸組の構造の判定に用いる1階の床面積については、 80 m^2 とする。また、図は略図とする。



	桁行方向	張り間方向
1.	2,320 cm	2,925 cm
2.	2,640 cm	2,925 cm
3.	2,450 cm	3,600 cm
4.	2,640 cm	3,600 cm

〔N o. 13〕 構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 炭素鋼を構造用鋼材として使用する場合、短期に生じる力に対する曲げの許容応力度は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度と同じ値である。
2. 建築物の地上部分に作用する地震力について、許容応力度等計算を行う場合における標準せん断力係数は0.2以上又は0.3以上とするが、必要保有水平耐力を計算する場合における標準せん断力係数は、1.0以上としなければならない。
3. 高力ボルトの短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、引張りの材料強度の $\frac{2}{3}$ の値である。
4. コンクリートの引張りの許容応力度は、原則として、圧縮の許容応力度の $\frac{1}{10}$ の値である。

〔N o. 14〕 都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとする。

1. 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域から都市計画区域に編入された際、現に存在している幅員4mの道(地下におけるものを除く。)に2m以上接している敷地には、建築物を建築することができる。
2. 工事を施工するために現場に設ける事務所の敷地は、道路に接していなくてもよい。
3. 河川管理者が管理する幅員4mの公共の用に供する道に2m以上接する敷地においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合には、建築物を建築することができる。
4. 道路の地盤面下に、建築物に附属する地下通路を設ける場合、特定行政庁の許可を受ける必要がある。

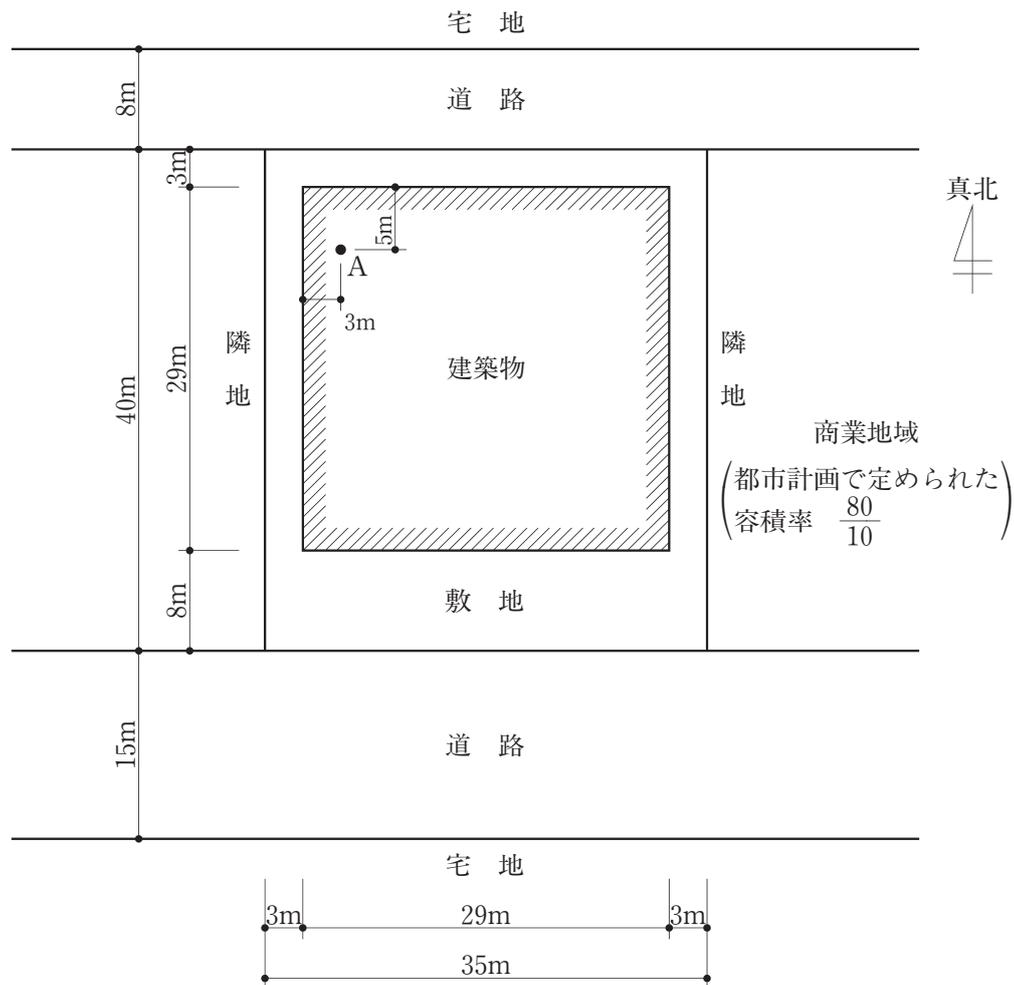
[No. 15] 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 「延べ面積 600 m²、地上 2 階建ての老人福祉センター」は、第一種低層住居専用地域内において、新築することができる。
2. 「延べ面積 400 m²、地上 2 階建ての保健所」は、第二種低層住居専用地域内において、新築することができる。
3. 「延べ面積 500 m²、地上 2 階建ての宅地建物取引業を営む店舗」は、第一種中高層住居専用地域内において、新築することができる。
4. 「延べ面積 300 m²、地上 2 階建ての幼保連携型認定こども園」は、工業地域内において、新築することができる。

[No. 16] 建築物の容積率及び建蔽率に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、敷地は、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものではないものとする。

1. 幅員 15 m の道路に接続する幅員 8 m の道路を前面道路とする敷地が、幅員 15 m の道路から当該敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長が 35 m の場合、容積率の算定に係る当該前面道路の幅員に加える数値は 2 m とする。
2. 高度利用地区内においては、学校、駅舎、卸売市場等で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、高度利用地区に関する都市計画において定められた容積率に適合しないものとすることができる。
3. 都市計画において定められた建蔽率の限度が $\frac{6}{10}$ の第一種住居地域内で、かつ、準防火地域内にある耐火建築物については、建蔽率の限度の緩和の対象となる。
4. 工業地域内にある建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、都市計画において定められた建蔽率の限度にかかわらず、建蔽率の限度の緩和の対象となる。

[No. 17] 図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 28.5 m
2. 34.5 m
3. 39.0 m
4. 46.0 m

〔No. 18〕 防火地域及び準防火地域内の建築物の新築に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 防火地域及び準防火地域にわたる建築物(過半が準防火地域内であり、防火地域外で防火壁で区画されていないもの)で、延べ面積 600 m²、地上 2 階建てで、各階を展示場の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
2. 防火地域内においては、延べ面積 150 m²、平家建ての建築物で、診療所の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。
3. 準防火地域内においては、延べ面積 900 m²、地上 3 階建ての建築物(各階の床面積 300 m²)で、3 階を倉庫の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。
4. 準防火地域内においては、延べ面積 1,200 m²、地上 3 階建ての建築物で、各階を事務所の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

〔No. 19〕 地区計画等又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築協定における建築協定区域及び当該区域内の建築物に関する基準について、同様の内容が地区計画において定められた場合には、その建築協定は廃止されたものとみなされる。
2. 地区計画等の区域内における建築物の敷地が特定行政庁の指定した予定道路に接する場合、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該予定道路を前面道路とみなして建築物の容積率の規定が適用される。
3. 地区計画等の区域内において、地区整備計画等で定められている壁面の位置の制限に係る建築物に附属する門又は塀で高さ 2 m を超えるもの以外の工作物の設置の制限は、地区計画等に関する市町村の条例による壁面の位置の制限としては定めることができない。
4. 特定行政庁の認可を受けた建築協定のうち、建築協定区域内の土地について一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものは、認可の日から起算して 3 年以内において当該建築協定区域内の土地に 2 以上の土地の所有者等が存しない場合には、効力を有するものとはならない。

〔No. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は考慮しないものとする。

1. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる共同住宅の屋根の構造は、その全部について、同項の規定の適用を受け、通常の火災を想定した火の粉による火災の発生を防止するために屋根に必要とされる所定の性能を有するものとしなければならない。
2. 一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物のうち、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する用途地域の規定の適用については、当該一団地は一の敷地とみなされる。
3. 都市計画において建築物の高さの限度が10mと定められた第一種低層住居専用地域内においては、所定の要件に適合する建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものについては、建築物の高さの限度は、12mとすることができる。
4. 地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる。

〔No. 21〕 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含む建築物の設計を行うことができる。
2. 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、原則として、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならない。
3. 木造、平家建ての延べ面積450m²、高さ11m、軒の高さ9mのオーデイトリウムを有する集会場を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。
4. 構造設計一級建築士は、構造設計一級建築士定期講習を受けたときは、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。

〔No. 22〕 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の大規模の修繕に係る部分の床面積が 400 m²である工事の工事監理受託契約の締結に際して、その当事者は、工事と設計図書との照合の方法、工事監理の実施の状況に関する報告の方法、工事監理に従事することとなる建築士の氏名等の所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
2. 建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に先立って管理建築士等に重要事項の説明をさせる際に、管理建築士等は、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。
3. 建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所において受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定、受託しようとする業務を担当させる建築士等の選定及び配置等の所定の技術的事項を総括するものとする。
4. 建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

〔No. 23〕 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。ただし、中央指定登録機関及び指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等である。
2. 一級建築士は、一級建築士免許証の交付の日から 30 日以内に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等を住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一級建築士事務所登録簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、建築士事務所の名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士事務所に属する建築士の氏名、処分歴等である。
4. 建築士事務所の開設者は、建築士事務所に属する建築士の氏名に変更があったときは、30 日以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

〔No. 24〕 次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、既存の建築物の敷地内で車庫、物置その他これらに類する附属建築物を建築する場合は、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
2. 都市計画施設の区域内において、地階を有しない木造、地上2階建ての建築物を改築する場合は、都道府県知事等の許可を受ける必要はない。
3. 開発許可を受けた開発区域内において、都道府県知事の許可を受ける必要のない軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
4. 地区整備計画が定められている地区計画の区域内において、仮設の建築物の建築を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届け出なければならない。

〔No. 25〕 次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした延べ面積2,100 m²、地上2階建ての展示場については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
2. 天井の高さ12 m、延べ面積700 m²のラック式倉庫については、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
3. 小学校は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。
4. 物品販売業を営む店舗と共同住宅とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなされる。

〔No. 26〕 次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 床面積の合計が2,000 m²の会員制スイミングスクール(一般公共の用に供されないもの)を新築しようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2. 床面積の合計が50 m²の公衆便所を新築しようとするときは、便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けなければならない。
3. 床面積の合計が2,000 m²の物品販売業を営む店舗を新築しようとするとき、不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。
4. 床面積の合計が2,000 m²の旅館を新築しようとするときは、客室の総数にかかわらず、車いす使用者用客室を1以上設けなければならない。

〔No. 27〕 次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の^{かし}瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。
2. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、その施工に特定建設資材を使用する建築物の床面積200 m²の増築の工事(請負代金の額が4,000万円)で、当該建築物の増築後の床面積の合計が500 m²であるものの受注者は、原則として、分別解体等をしなければならない。
3. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合においては、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
4. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築主等は、エネルギー消費性能の向上のための建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

〔No. 28〕 一級建築士によるイ～ニの行為について、建築士法に基づいて、当該一級建築士に対する業務停止等の懲戒処分の対象となるものは、次のうちどれか。

- イ. 建築確認の必要な建築物の設計者として、建築確認の申請を行わずに工事を施工することについて、当該建築物の工事施工者からの相談に応じた。
- ロ. 複数の一級建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士の欠員が生じた一級建築士事務所について、別の一級建築士事務所の管理建築士を一時的に兼務させた。
- ハ. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、委託者の許諾を得て、延べ面積500 m²の建築物の新築に係る設計業務を、一括して他の建築士事務所の開設者に委託した。
- ニ. 建築士事務所登録の有効期間の満了後、更新の登録を受けずに、業として他人の求めに応じ報酬を得て設計等を行った。

- 1. イとロとハとニ
- 2. イとロとニのみ
- 3. ロとハとニのみ
- 4. イとハのみ

〔No. 29〕 次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

- 1. 「宅地造成等規制法」に基づき、宅地造成工事規制区域内において、切土のみの宅地造成に関する工事であって、切土をする土地の面積が500 m²で、高さ2 mの崖を生ずることになる場合には、造成主は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2. 「水道法」に基づき、給水装置における家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。
- 3. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、特別警戒区域内において、予定建築物が分譲住宅である開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 4. 「都市計画法」に基づき、開発許可の申請に当たって、一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有するものは、開発区域の面積が20 ha未満の開発行為に関する設計に係る設計図書を作成することができる。

〔No. 30〕 次の記述のうち、建築基準法及び建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁が特定工程の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事を、工事施工者が当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受ける前に施工した場合、当該工事施工者は罰則の適用の対象となる。
2. 一級建築士でなければ行ってはならない建築物の設計及び工事監理を二級建築士が行い、工事が施工された場合、当該建築物の工事施工者は罰則の適用の対象とならないが、当該二級建築士は罰則の適用の対象となる。
3. 患者の収容施設がある地上3階、床面積300 m²の診療所(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一定の資格を有する者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
4. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出するとともに、所定の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、各事業年度の末日にその帳簿を閉鎖し、その翌日から15年間保存しなければならない。

